

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書（案）

道路は、市民生活や社会活動を支えるとともに、災害時の緊急輸送など地域の安全・安心を確保し、豊かな暮らしを築くための最も重要な社会基盤であります。

本市では、地域の交流と活力を支える県道三田西インター線等の道路事業、市道下相野広野線等の交通安全施設事業、そして緊急輸送道路等に架かる橋梁長寿命化事業など、着実な道路整備、適切な維持管理を行うには道路整備財源の確保が課題となっています。

道路整備につきましては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされておりますが、補助率が低減し地方負担が増大することは、自治体運営への影響や道路整備をはじめとする地方創生の推進に停滞が生じます。

よって、本市議会は国に対し、迅速かつ着実に必要な道路整備や適切な維持管理を推進するため、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望します。

記

- 1 市民生活や社会活動を支えるために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう平成30年度予算における道路関係予算の総額を十分に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度の継続を基本とする引き上げ措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

宛

兵庫県三田市議会